

【一人親方等・特定作業従事者の特別加入団体用】

令和8年度  
労働保険 年度更新  
申告書の書き方

提出は管轄の労働基準監督署・滋賀労働局労働保険徴収室へ

**申告・納付は7月10日(金)までに**

**給付基礎日額を変更する場合は、「給付基礎日額  
変更申請書」をできる限り3月31日(火)までに**



滋賀労働局総務部労働保険徴収室

〒520-0806 大津市打出浜 14 番 15 号

滋賀労働総合庁舎 3階

TEL : 077-522-6520

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>

## 1 年度更新とは

「一人親方等の特別加入団体」及び「特定作業従事者の特別加入団体」は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(徴収法第15条)と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付(徴収法第19条)の手続が必要です。これが「年度更新」の手続となります。

第2種特別加入保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位とし、その間に特別加入者であった者の給付基礎日額に応じて定められた保険料算定基礎額の総額に、第2種特別加入保険料率を乗じて算定します。

なお、年度更新と労災特別加入の変更・申請の手続きは切り離して考えてください。特別加入の変更・申請は事前届出制となっていますので、変更決定を希望する日より前に提出が必要です。

### (1) 提出する書類

提出書類は下記のとおりです。

提出書類	労働保険事務組合に事務委託していない特別加入団体	労働保険事務組合に事務委託している特別加入団体
①(様式第6号)労働保険 概算・確定保険料申告書	○	○
②令和7年度確定 令和8年度概算 保険料申告書 内訳(別紙)	○	○
③(組様式第6号(乙))令和7年度確定 令和8年度概算 保険料申告書内訳	—	○

①の様式は令和8年5月末頃に委託業者から郵送します。②及び③の様式は滋賀労働局のホームページからダウンロードしてください。

厚生労働省のホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/roudouhoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouhoken.html)

滋賀労働局のホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html)

ホームページからダウンロードできない場合は、滋賀労働局労働保険徴収室に来局いただくか、滋賀労働局労働保険徴収室特別加入担当者宛に必要とする様式の必要枚数を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### (2) 提出先

金融機関では「(様式第6号)労働保険 概算・確定保険料申告書」以外は受け付けないため、お手数をおかけしますが下記の監督署又は滋賀労働局労働保険徴収室に提出願います。

## ① 労働基準監督署

- 彦根労働基準監督署 〒522-0054 彦根市西今町58-3 3階  
電話：0749-44-8015
- 東近江労働基準監督署 〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14  
電話：0748-41-3367

- ② 滋賀労働局労働保険徴収室 〒520-0806 大津市打出浜14番15号  
滋賀労働総合庁舎 3階  
電話：077-522-6520

## (3) 提出方法

持参又は郵送してください。

持参の場合は、土曜、日曜を除く午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。郵送の場合は、納付書及び事業主控を返戻しますので、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

## (4) 受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年7月10日(金)まで。

## (5) 納付期限

令和8年7月10日(金)まで。

なお、令和8年度概算保険料第2期分以降の納付期限は下記のとおりです。

第2期	令和8年11月 2日(月)
第3期	令和9年 2月 1日(月)

## 2 給付基礎日額の変更申請

給付基礎日額の変更日は令和8年4月1日となるため、事前に特別加入者から変更の申出があることが必要です。給付基礎日額の変更申請は、令和8年3月31日までに令和8年度からの給付基礎日額の変更希望を申し出ている特別加入者についてのみ、受付期間(令和8年3月2日(月)から3月31日(火)までの間、又は、同年6月1日(月)から7月10日(金)までの間に受理されること。)に「(特様式第2号)特別加入者給付基礎日額変更申請書」を管轄の労働基準監督署に申請してください。なお、令和8年4月1日以降に特別加入者から給付基礎日額変更の申し出があった場合は、6月1日(月)から7月10日(金)までの間であっても給付基礎日額変更の申請はできません。

給付基礎日額の変更は、年度の途中で行うことができません。受付期間以外は一切受け付けることができず給付基礎日額を変更することができませんので、上記1の(1)②「令和7年度確定 令和8年度概算 保険料申告書内訳(別紙)」の『令和7年度確定』欄と『令和8年度概算』欄の『給付基礎日額』が異なる特別加入者については、「(特様式第2号)特別加入者給付基礎日額変更申請書」を提出していることを必ず確認してください。

当該申請書はP11に掲載しています。また厚生労働省ホームページ(主要様式ダウンロード)

ドコーナー（労災保険給付関係主要様式）からダウンロード可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/rousaihoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousaihoken.html)

### 3 様式の記載方法

作成する書類の順に記入方法を説明します。

#### (1) 「令和7年度確定 令和8年度概算 保険料申告書内訳（別紙）」

本様式は、「提出用」、「監督署用」、「控」の3枚1組の様式です。

本様式は法定様式となっておりますが、第2種特別加入保険料を計算する上で算出根拠を明確にするために設けておりますので、本様式は必ず添付するようお願いいたします。

本様式は、滋賀労働局ホームページからダウンロードできます。本様式には入力補助機能がありますので本様式の使用をお勧めします。下記の記入要領の「※」は当該 Excel ファイルを使用した際の説明ですのでご参考ください。

※労働局用のシートに入力いただくと、団体用シート及び監督署用シートはリンクコピーしていますので、入力は不要です。入力は「特別加入者氏名」を入力しないと選択できない項目があります。

[https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html)

なお、必要項目が記載してあれば、ほかの方法で作成し添付いただいても構いません。

#### 【記入要領】

##### ① 「枚目のうち 枚目」欄

総ページ数及びページ数を記入ください。

※総ページ数は、各ページにコピーしています。

##### ② 「労働保険番号」欄

特別加入団体の労働保険番号を記入ください。

複数の労働保険番号を振り出されている労働保険事務組合は、労働保険番号（特別加入団体）ごとにこの用紙を記入ください。

##### ③ 「整理番号」欄

それぞれの特別加入者の加入申請又は加入届をした時に、特別加入団体側で任意に振り出した“整理番号”を記入ください。なお、整理番号は空欄でも構いません。

##### ④ 「特別加入者氏名」及び「特別加入者氏名ふりがな」欄

令和7年度及び令和8年度において、特別加入者であった者（令和7年度中に加入・脱退した者及び令和8年度において変更届・脱退申請書を提出し加入・脱退した者を含む）の氏名及びふりがなを記入ください。

※氏名を入力すると入力した漢字のふりがなが自動入力されます。修正が必要な場合は、ふりがな欄に直接入力してください。

##### ⑤ 「加入承認日」、「脱退承認日」欄

令和7年4月1日以降に特別加入者になった者は、加入承認日欄に「変更決定日」又は「新規加入承認日」を、令和7年4月1日以降に特別加入者でなくなった者は、脱退承認日欄に「変更決定日」又は「脱退承認日」を記入ください。

令和7年3月31日以前の加入又は脱退は、入力省略で結構です。

⑥ 「(令和7年度確定) 給付基礎日額」欄

令和7年度の給付基礎日額を記入ください。

※プルダウンからも選択できます。

⑦ 「(令和7年度確定) 加入月数」欄

令和7年度確定で特例計算対象となる者については、令和6年度に加入した『加入月数』を記載ください。

特例計算の対象者以外は、“12”と記入ください。

※「加入承認日欄」又は「脱退承認日欄」に入力すると、令和7年度又は令和8年度の「加入月数欄」に自動計算した月数が表示されます。

⑧ 「(令和7年度確定) 保険料算定基礎額」欄

加入月数が12月の者は、給付基礎日額に365を乗じて得た額を記入ください。

加入月数が12月以外の者(特例計算対象者)は、(別表1)「特別加入保険料算定基礎額表及び特例による月割算定基礎額一覧表」(P9参照)で各給付基礎日額に応じた加入月の『保険料算定基礎額』を確認し、『特例による保険料算定基礎額』を転記ください。

※既に入力された「給付基礎日額」及び「加入月数」を基に自動計算した額が表示されます。

⑨ 「(令和8年度概算) 給付基礎日額」欄

令和8年度の給付基礎日額を記入ください。

なお、「(特様式第2号)特別加入者給付基礎日額変更申請書」を提出した(する)者は、変更後の給付基礎日額を記入ください。

本申告書内訳(別紙)では給付基礎日額の変更はできません。

給付基礎日額の変更は、令和8年3月2日から3月31日までの間に、又は、令和8年6月1日から7月10日までに間に、「(特様式第2号)特別加入者給付基礎日額変更申請書」を提出し、所管の監督署で受理されていることが必要となります。令和7年度の給付基礎日額と令和8年度の給付基礎日額が異なる者は、必ず上記申請書を提出しているか確認ください。

※既に入力された「給付基礎日額」及び「加入月数」を基に自動計算された額が表示されます。

⑩ 「(令和8年度概算) 加入月数」欄

令和8年度概算で特例計算対象となる者は、令和8年度に加入予定の『加入月数』

を記載ください。

特例計算の対象者以外は、“12”と記載ください。

※「加入承認日欄」又は「脱退承認日欄」に入力すると、令和7年度又は令和8年度の「加入月数欄」に自動計算した月数が表示されます。

#### ⑪ 「(令和8年度概算) 保険料算定基礎額」欄

加入月数が12月の者は、給付基礎日額に365を乗じて得た額を記入ください。

加入月数が12月以外の者(特例計算対象者)は、(別表1)「特別加入保険料算定基礎額表及び特例による月割算定基礎額一覧表」(P9参照)で各給付基礎日額に応じた加入月の『保険料算定基礎額』を確認し、『特例による保険料算定基礎額』を転記ください。

※既に入力された「給付基礎日額」及び「加入月数」を基に自動計算した額が表示されます。

#### ⑫ 「小計」欄

ページごとの令和7年度確定及び令和8年度概算の保険料算定基礎額の計を「小計」欄に記入ください。

また、最終ページの場合は「累計欄」に、各ページの「小計」の合計を記入ください。

※当該項目は自動計算されます。

### (2) 「(組様式第6号)(乙)令和7年度確定 令和8年度概算 保険料申告書内訳」

**【本様式は、労働保険事務組合に労働保険事務を委託していない特別加入団体は作成不要です。】**

本様式は、「労働局用」、「監督署用」、「事務組合控(特別加入団体控)」の3枚1組の様式です。

本様式は、労働保険番号の基幹番号ごとに記入し、枝番号を複数付与している労働保険事務組合は、枝番号ごとに改行ください。

#### 【記入要領】

##### ① 「①労働保険番号の枝番号」欄

労働保険番号の枝番号を記入ください。

##### ② 「②事業(団体)の名称」欄

特別加入団体の名称を記入ください。

##### ③ 「③業種」欄

(別表2)「第2種特別加入保険料率表」(P10)の“業種番号”(例えば、“特2”)を記入ください。

※プルダウンからも選択できます。

##### ④ 「④特別加入者数」欄

令和6年度確定保険料の算定対象となった特別加入者数(12か月加入で計算した者

及び算定基礎額の特例計算した者の合計人数) を記入ください。

⑤ 「⑤(令和7年度確定保険料) 保険料算定基礎額総計」欄

「令和7年度確定 令和8年度概算 保険料申告書内訳(別紙)」の最終ページに記載した「(令和7年度確定)保険料算定基礎額」の合計の値の千円未満を切り捨て、1000で除した値を記入ください。

なお、千円未満の端数の切り捨ては労働保険番号の総合計金額について行います。個々の特別加入者ごとに行うものではありません。

⑥ 「⑥(令和7年度確定保険料) 第2種特別加入保険料率(1000分の)」欄

(別表2)「第2種特別加入保険料率表」(P1011) から上記「③業種」に対応する“料率”(1桁又は2桁の整数)を記入ください。

※「③業種」から確定年度の第2種特別加入保険料率が自動で表示されます。

⑦ 「⑦(令和7年度確定保険料) 第2種特別加入保険料(⑤×⑥)」欄

「⑤(令和7年度確定保険料) 保険料算定基礎額総計」の値に「⑥「(令和7年度確定保険料) 第2種特別加入保険料率(1000分の)」の値を乗じた値を記入ください。

※(⑤×⑥)の値が自動で表示されます。

⑧ 「⑧(令和8年度概算保険料) 保険料算定基礎額総計」欄

「令和7年度確定 令和8年度概算 保険料申告書内訳(別紙)」の最終ページに記載した「(令和7年度概算)保険料算定基礎額」の合計の値の千円未満を切り捨て、1000で除した値を記入ください。

なお、千円未満の端数の切り捨ては労働保険番号の総合計金額について行います。個々の特別加入者ごとに行うものではありません。

⑨ 「⑨(令和8年度概算保険料) 第2種特別加入保険料率(1000分の)」欄

(別表2)「第2種特別加入保険料率表」(P10) から上記「③業種」に対応する“料率”(1桁又は2桁の整数)を記入ください。

※「③業種」から概算年度の第2種特別加入保険料率が自動で表示されます。

⑩ 「⑩(令和8年度概算保険料) 第2種特別加入保険料(⑧×⑨)」欄

「⑧(令和8年度概算保険料) 保険料算定基礎額総計」の値に「⑨「(令和7年度概算保険料) 第2種特別加入保険料率(1000分の)」の値を乗じた値を記入ください。

⑪ ※(⑧×⑨)の値が自動で表示されます。「枚目のうち 枚目」欄

総ページ数及びページ数を記入ください。

⑫ 「労働保険番号」欄

労働保険事務組合の労働保険番号(基幹番号まで)を記入ください。

⑬ 「合計」欄

各項目の合計を記入ください。

保険料申告書内訳(別紙)  
(第2種特別加入保険料)

20 枚のうち 1 枚目

整理番号	特別加入者氏名	特別加入者氏名 ふりがな	加入承認日	脱退承認日	令和7年度		令和8年度		令和8年度 加入月数	概算
					給付基礎日額 円	保険料算定基礎額 円	給付基礎日額 円	保険料算定基礎額 円		
1	滋賀 太郎	しが たろう			25,000	9,125,000	20,000	12	12	7,300,000
2	滋賀 次郎	しが じろう	R7.6.20		20,000	6,083,340	20,000	12	12	7,300,000
3	滋賀 三郎	しが さぶろう			12,000	4,380,000	12,000	12	12	4,380,000
4	滋賀 史郎	しが しろう			9,000	3,285,000	10,000	12	12	3,650,000
5	近江 花子	おうみ はなこ		R8.2.1	10,000	3,345,837				
6	近江 華	おうみ はな			8,000	2,920,000	8,000	12	12	2,920,000
7	近江 百合	おうみ ゆり		R8.1.5	3,500	425,836				
8	近江 弘	おうみ ひろし			5,000	1,825,000	7,000	12	12	2,555,000
9	近江 猛	おうみ たけし		R8.3.10	3,500	1,277,500				
10	近江 翔	おうみ しょう		R7.5.15			16,000	12	12	5,840,000
						32,667,513				33,945,000
果						32,667,513				33,945,000

【変更届】を提出済みであるかご確認をお願いします。  
当該届の脱退年月日(変更決定を希望する日)と一致  
しているか必ずご確認をお願いします。

【給付基礎日額変更申請書】の提出が必要です。提出  
済みであるか必ずご確認をお願いします。

【給付基礎日額変更申請書】の提出が必要です。提出  
済みであるか必ずご確認をお願いします。

【変更届】を提出済みであるかご確認をお願いします。  
当該届の加入年月日(変更決定を希望する日)と一致  
しているか必ずご確認をお願いします。

組様式第6号 (乙)

令和7年度確定  
令和8年度概算  
保険料申告書内訳

記入例

1枚のうち 1枚目

(第2種特別加入保険料)

① 労働 保険 番号 の 枝 番号	② 事業(団体)の名称	③ 業種	④ 特別加 入者数	令和7年度確定保険料		令和8年度概算保険料		⑧ 令和8年度第2種 特別加入保険料率 (1000分の)	⑨ 令和8年度第2種 特別加入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別加入 保険料 (⑧×⑨)
				⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 令和7年度第2種 特別加入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別加入 保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計			
001	労働一人親方団体	特2	20	68,437	17	1,163,429	69,958	17	1,189,286	
合計				20	68,437	1,163,429	69,958		1,189,286	

(別表2)「第2種特別加入  
保険料率表」の該当する  
業種を選択してください。

「保険料申告書内訳(別紙)の合計の  
千円未満を切捨て1000で除した値を  
記入してください。

⑤×⑥  
自動計算されます。

「保険料申告書内訳(別紙)の合計の  
千円未満を切捨て1000で除した値を  
記入してください。

⑧×⑨  
自動計算されます。

## 特別加入保険料算定基礎額表及び特例による月割算定基礎額一覧表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による月割算定基礎額											
		1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	
①	②=①×365	③=②÷12 (円未満切上げ)	③×2	③×3	③×4	③×5	③×6	③×7	③×8	③×9	③×10	③×11	
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587	
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000	
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837	
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674	
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500	
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337	
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174	
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000	
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837	
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250	
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674	
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087	
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500	
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924	
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337	
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049	
(3,000)	(1,095,000)	(91,250)	(182,500)	(273,750)	(365,000)	(456,250)	(547,500)	(638,750)	(730,000)	(821,250)	(912,500)	(1,003,750)	
(2,500)	(912,500)	(76,042)	(152,084)	(228,126)	(304,168)	(380,210)	(456,252)	(532,294)	(608,336)	(684,378)	(760,420)	(836,462)	
(2,000)	(730,000)	(60,834)	(121,668)	(182,502)	(243,336)	(304,170)	(365,004)	(425,838)	(486,672)	(547,506)	(608,340)	(669,174)	

※給付基礎日額の2,000円、2,500円、3,000円については、家内労働者(その補助者を含む)に限ります。

(別表2)

## 特別加入保険料率表

(令和6年11月1日施行)

### 第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

### 第二種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3
特 10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師）	3
特 11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3
特 12	労災保険法施行規則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械作業従事者）	3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特 19	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特 20	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特 21	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特 22	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特 23	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5
特 24	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3
特 25	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3
特 26	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3

### 第三種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

対	象	第三種特別加入 保険料率
	海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

